

令和 3 年 2 月

第 25 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 条例 >

議案第 2 4 号	尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について
議案第 2 5 号	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 2 6 号	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 2 7 号	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 8 号	尼崎市学校給食費調整基金条例について
議案第 2 9 号	尼崎市立学校給食センター条例について
議案第 3 0 号	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 3 1 号	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 2 号	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 3 3 号	尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 4 号	尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 5 号	尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例について
議案第 3 6 号	尼崎市 S D G s 地域活性化基金条例について
議案第 3 7 号	尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例について
議案第 3 8 号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 3 9 号	尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 4 0 号	尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例について

<その他>

- 議案第41号 丹波少年自然の家事務組合からの脱退について
- 議案第42号 工事請負契約について（地域総合センター上ノ島新築工事）
- 議案第43号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第44号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
- 議案第45号 市道路線の認定について
- 議案第46号 工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その2）工事）

条 例

議案第 24 号

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例(昭和 25 年尼崎市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「第 4 項並びに」を削る。

第 57 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

(尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 26 年尼崎市条例第 80 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「印」を削る。

第 3 号様式中「昭和」及び「印」を削る。

(尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 27 年尼崎市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「記載され、かつ、自己の印鑑が押印された」を「記載された」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

押印を省略し、行政手続の簡素化を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 25 号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例（昭和 40 年尼崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号に掲げる」を「次の」に改め、同条第 38 号中「個人番号カード」の次に「（以下「個人番号カード」という。）」を加える。

付則第 3 項中「平成 28 年 1 月 20 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に限り、」を「当分の間、個人番号カード又は」に改め、「その他規則で定める物件」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

マイナンバーカード等を活用したコンビニ交付サービスによる各種証明書の交付手数料の減額措置の期間を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 26 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「その者」を「当該被保険者」に、「30,000 円」を「50,000 円」に改め、同条第 2 項中「基づき、」を「基づき」に改める。

第 12 条第 1 項中「一般被保険者に係る」の次に「保険料の」を、「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 17 条第 1 項中「納期」の次に「（以下「納期」という。）」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による納期により難い特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第 19 条の 2 第 1 項中「第 11 条」を「当該年度分の第 11 条」に、「から」を「（以下この項において「基準基礎賦課額」という。）から」に、「その額」を「当該額」に改め、同項第 1 号中「の保険料賦課期日」を「分の保険料の賦課期日」に改め、「日とする」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「につき」を「（以下この項において「世帯主等」という。）につき」に、「し、」を「し、地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する」に、「（地方税法」を「（同法」に、「合算額」を「合計額」に、「第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める額（当該世帯主等のうちの給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同年における同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同

じ。)及び公的年金等に係る所得を有する者(同年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める額に、当該合計数から1を控除した数に10万円を乗じて得た額を加えて得た額。以下この項において「基準額」という。)に、「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た」を「アに掲げる」に、「うち当該年度分の基礎賦課額」を「うち当該年度分の基準基礎賦課額」に、「ものの」を「者の」に、「と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額とを合算した」を「に、イに掲げる額を加えて得た」に改め、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。)

イ 当該年度分の基準基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

第19条の2第1項第2号中「前号」を「世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項」に、「合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「合計額が、基準額」に、「の保険料賦課期日(当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該」を「分の保険料の賦課期日現在においてその」に、「被保険者の数と」を「被保険者の数及び」に、「数との」を「数の」に、「加算した金額」を「加えて得た額」に、「同号」を「、前号」に、「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た」を「アに掲げる」に、「うち当該年度分の基礎賦

課額」を「うち当該年度分の基準基礎賦課額」に、「ものの」を「者の」に、「と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額とを合算した」を「に、イに掲げる額を加えて得た」に改め、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）

イ 当該年度分の基準基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

第19条の2第1項第3号中「第1号」を「世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項」に、「合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「合計額が、基準額」に、「の保険料賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該」を「分の保険料の賦課期日現在においてその」に、「被保険者の数と」を「被保険者の数及び」に、「数との」を「数の」に、「加算した金額」を「加えて得た額」に、「前2号」を「、前2号」に、「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た」を「アに掲げる」に、「うち当該年度分の基礎賦課額」を「うち当該年度分の基準基礎賦課額」に、「ものの」を「者の」に、「と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額とを合算した」を「に、イに掲げる額を加えて得た」に改め、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）

イ 当該年度分の基準基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

第19条の2第2項を次のように改める。

2 市長は、前項各号に定める額を決定したときは、速やかに、当該額その他必要な事項を告示するものとする。

第19条の2第3項後段を次のように改める。

この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（以下第3項において読み替えて準用するこの項において「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、前項中「前項各号」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第19条の2第4項後段を次のように改める。

この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「介護納付金賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」とあるのは「第15条の5の介護納付金賦課額（以下第4項において読み替えて準用するこの項において「基準介護納付金賦課額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前2号」と、「基準

基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、第2項中「前項各号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

付則第18項中「、前年」を「前年」に、「第19条の2第1項第1号（同条第5項において）」を「第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて）」に、「同号」を「同条第1項第1号」に改め、「同法」及び「地方税法」の次に「第313条第3項」を、「所得税法」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の死亡に係る葬祭費について適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第12条第1項、第19条の2第1項及び付則第18項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 27 号

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和 47 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は」の次に「、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項」を、「第 24 条第 5 項」の次に「、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 13 条第 1 項（同法第 30 条において準用する場合を含む。）」を加え、「第 6 条」を「第 6 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）」に、「について特例」を「の特例について必要な事項」に改める。

第 2 条中「とは」の次に「、地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市の職員のうち」を加え、「（昭和 24 年法律第 1 号）」を削り、「常時勤務に服することを要するもの及び」を「常勤のもの又は」に改め、「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削る。

第 3 条第 1 項中「及び」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第 3 項中「（給与条例第 11 条第 1 項の規定による管理職手当の支給を受ける者を除く。第 5 条において同じ。）」を削り、「第 16 条」を「第 16 条第 2 項」に改める。

第 4 条中「給料と」を「給料又は給与とみなし」に、「とみなす」を「に含むものとする」に改め、同条第 1 号中「第 13 条の 3」の次に「、第 18 条第 1 項（第 6 号に掲げる条例に係る部分に限る。）」を加え、同条に次の 3 号を加える。

(4) 尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処

遇等に関する条例（昭和 6 3 年尼崎市条例第 1 号）

(5) 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 1 3 年
尼崎市条例第 4 3 号）

(6) 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（平成 3 1 年尼崎市条例
第 6 号）

第 5 条第 1 項中「より教職調整額」を「よる教職調整額」に改め、
「育児短時間勤務職員（」を削り、「をいう。）にあって」を「に該当
する教育職員にあって」に、「再任用短時間勤務職員」を「同条第 3 項
に規定する再任用短時間勤務職員に該当する教育職員」に、「同条第 3
項」を「同項」に、「この項」を「以下この項」に、「第 1 6 条」を
「第 1 6 条第 2 項」に改める。

第 6 条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

教職調整額を給料とみなして適用する内容を追加するため、条例
改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 28 号

尼崎市学校給食費調整基金条例について

尼崎市学校給食費調整基金条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市学校給食費調整基金条例

(設置)

第 1 条 価格高騰等による学校給食用物資（尼崎市立学校において実施する給食の用に供する食品その他の物資をいう。以下同じ。）の調達に要する経費の増大により学校給食費（当該経費の財源に充てるために児童等の保護者その他の者から徴収する金銭をいう。）が不足する場合におけるその不足を補うための財源を確保するため、尼崎市学校給食費調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食用物資の調達に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金への編入)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市学校給食費調整基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 29 号

尼崎市立学校給食センター条例について

尼崎市立学校給食センター条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立学校給食センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条及び第 31 条第 2 項の規定に基づき、尼崎市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 尼崎市立学校における給食（以下「学校給食」という。）の実施に必要な調理等の業務を一括して処理し、もって学校給食を円滑に実施するため、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する共同調理場として給食センターを設置する。

(位置)

第 3 条 給食センターの位置は、尼崎市西川 1 丁目 2 番 1 号とする。

(所掌事項)

第 4 条 給食センターは、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 学校給食の実施に必要な調理及び配送に関すること。
- (2) その他尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校給食の実施に必要と認める事項

(職員)

第 5 条 給食センターに、所長その他の必要な職員を置く。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(説 明)

尼崎市立学校給食センターを設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第30号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成30年度から平成32年度までの各年度における」を削り、同条第1号中「38,472円」を「39,655円」に改め、同条第2号中「52,707円」を「54,327円」に改め、同条第3号中「57,708円」を「59,483円」に改め、同条第4号中「69,250円」を「71,379円」に改め、同条第5号中「76,944円」を「79,310円」に改め、同条第6号中「92,333円」を「95,172円」に改め、同号ア中「第22条の2第1項」を「附則第23条第1項（同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する令第38条第1項第6号イ」に改め、同条第7号中「100,027円」を「103,103円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同条第8号中「115,416円」を「118,965円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同条第9号中「130,805円」を「134,827円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第10号中「140,423円」を「144,741円」に改め、同条第11号中「150,041円」を「154,655円」に改め、同条第12号中「159,659円」を「164,568円」に改め、同条第13号中「169,277円」を「174,482円」に改め、同条第14号中「178,895円」を「184,396円」に改める。

第6条の見出し中「係る」の次に「保険料の」を加え、同条第1項中「納期」の次に「（以下「納期」という。）」を加え、同条第2項を次

のように改める。

- 2 市長は、前項の規定による納期により難い特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。
第6条第3項を削る。

付則に次の1項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

- 16 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「39,655円」とあるのは「23,793円」と、同条第2号中「54,327円」とあるのは「34,500円」と、同条第3号中「59,483円」とあるのは「55,517円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条(付則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和2年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

(説 明)

令和3年度から令和5年度までの介護保険料率等の改定を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 2 日 提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年尼崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号ア中「）又は」を「。以下「高齢者医療確保法」という。）又は」に、「療養費若しくは保険外併用療養費」を「保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費」に改め、同号イ中「高齢者の医療の確保に関する法律」を「高齢者医療確保法」に改め、同号ウ中「の支給」を「又は家族訪問看護療養費の支給」に改め、同条第 1 0 号中「高齢者の医療の確保に関する法律」を「高齢者医療確保法」に改め、同条第 1 1 号ア中「、療養の給付等」を「、療養の給付等に係る医療（以下「対象医療」という。）」に、「月の」を「日（以下「実施日」という。）の」に、「当該療養の給付等が行われた」を「実施日の属する」に、「当該年度」を「当該実施日の属する年度」に改め、「）の規定による」の次に「個人の」を加え、「課される所得割」を「課する所得割（同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいう。以下同じ。）」に、「若しくは特別区」を「（特別区を含む。以下同じ。）」に改め、同号イを次のように改める。

イ その属する世帯に属する全ての者について、アの実施日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第 3 1 3 条第 1 項の総所得金額（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得（以下「給与所得」という。）が含まれている場合には、当該給与所得の額については、同条第 2 項の規定により算定された額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4

1条の3の3第2項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定による控除前の額。次号において同じ。)から10万円を控除して得た額(当該額が0円を下回る場合は、0円)によるものとし、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等(以下「公的年金等」という。)に係る所得が含まれている場合には、当該所得に係る雑所得(同条第1項に規定する雑所得をいう。)の額については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定された額によるものとする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額を参酌して市長が別に定める額をいう。)がないこと。

第2条第12号を次のように改める。

- (12) 低所得者 実施日の属する年度分の市町村民税が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者を含む。)で、当該実施日の属する年の前年(実施日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、当該実施日の属する年の前々年。以下同じ。)の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の額については、所得税法第28条第2項の規定により算定された額から10万円を控除して得た額(当該額が0円を下回る場合には、0円)によるものとする。以下「合計所得金額」という。)(公的年金等に係る所得が含まれている場合には、合計所得金額から同法第35条第2項第1号に掲げる額を控除して得た額(その額が0円を下回る場合には、0円)に当該公的年金等の収入金額を加えて得た額。次条第1項第1号イにおいて同じ。)が800,000円以下であるものをいう。

第2条第13号中「及び保険薬局」を「、同号に規定する保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者に係る同項に規定す

る訪問看護事業を行う事業所」に改める。

第3条第1項中「より医療費の助成」を「よる医療費の助成（以下「医療費助成」という。）」に、「本市内」を「本市の区域内」に、「高齢者の医療の確保に関する法律」を「高齢者医療確保法」に改め、同項第1号イを次のように改める。

イ 実施日の属する年の前年の合計所得金額が800,000円以下であること。

第3条第1項第3号中「療養の給付等が行われた月」を「実施日」に改め、「地方税法第292条第1項第2号に規定する」を削り、「同法」を「地方税法」に、「合算した」を「合計した」に改め、同項第4号及び第5号ア中「療養の給付等が行われた月」を「実施日」に改め、同条第2項及び第3項中「この条例による医療費の助成」を「医療費助成」に改め、同条第4項中「高齢者の医療の確保に関する法律の規定」を「高齢者医療確保法」に、「この条例による医療費の助成」を「医療費助成」に改める。

第4条第1項中「前条第1項又は第2項」を「医療費助成を受けることができる者として前条第1項に規定する資格又は同条第2項」に、「医療費の助成」を「医療費助成」に、「資格をいう」を「こととされた者の資格をいう」に改め、同項第1号ア中「入院以外の療養」を「入院療養以外の対象医療」に、「当該療養」を「対象医療」に改め、同号イ中「当該」を削り、同項第3号ア中「入院以外の療養」を「入院療養以外の対象医療」に改め、同号ア(7)中「療養の給付等が行われた月」を「実施日」に、「合算した」を「合計した」に改め、同号イ(1)中「当該」を削り、同項第4号ア、第5号ア及び第6号ア中「入院以外の療養」を「入院療養以外の対象医療」に改め、同号イ中「して、当該」を「して、」に、「及び高齢者の医療の確保に関する法律」を「又は高齢者医療確保法」に改める。

第5条第1項中「医療費の助成」を「医療費助成」に、「よって」を「基づき」に改め、同項ただし書中「必要がある」を「適当」に改め、「待たずに」の次に「これを」を加え、同条第2項中「認定」の次に

「（以下「資格認定」という。）」を加え、「その旨を当該申請者に」を「規則で定めるところにより、当該資格認定を受けた者又はその保護者に対し、その旨を」に、「規則で定めるところにより、」を「その」に、「受給者証（」を「書類（」に改める。

第6条を次のように改める。

（受給者証の提示）

第6条 資格認定を受けた者（以下「受給者」という。）又はその保護者は、当該受給者が兵庫県内に所在する保険医療機関等（以下「県内保険医療機関等」という。）から対象医療を受ける場合において、医療費助成を受けようとするときは、その保有する受給者証を当該県内保険医療機関等に提示しなければならない。ただし、当該県内保険医療機関等が受給者証の提示を要しないと認めるときは、この限りでない。

第7条の見出しを「（医療費助成の方法）」に改め、同条第1項中「医療費の助成は、」を「医療費助成は、第4条の規定により」に、「よって」を「より」に改め、同条第2項中「に係る療養費の支給があった場合その他市長が特別の理由があると認める」を「が県内保険医療機関等以外の保険医療機関等から対象医療を受けた場合その他規則で定める」に、「当該」を「第4条の規定により助成する額を」に、「医療費の助成」を「医療費助成」に改める。

第9条中「この条例による医療費の助成」を「受給者は、医療費助成」に、「は、譲り渡し」を「を他人に譲渡し」に改める。

第10条の見出しを「（助成額の返還）」に改め、同条中「この条例による医療費の助成」を「医療費助成」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の同条例第2条第11号アに規定する

対象医療に係る同条例第3条第1項に規定する医療費助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説明)

助成対象の拡大及び所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 2 号

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 2 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「各号に掲げる」を削り、同条第 1 2 号を次のように改める。

- (12) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 5 条第 1 項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査 次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれアからミまでに定める額
- | | | |
|--|-----|--------------|
| ア 飲食店営業 | 1 件 | 1 6, 0 0 0 円 |
| イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業 | 1 件 | 9, 6 0 0 円 |
| ウ 食肉販売業 | 1 件 | 9, 6 0 0 円 |
| エ 魚介類販売業 | 1 件 | 9, 6 0 0 円 |
| オ 魚介類競り売り営業 | 1 件 | 2 1, 0 0 0 円 |
| カ 集乳業 | 1 件 | 9, 6 0 0 円 |
| キ 乳処理業 | 1 件 | 2 1, 0 0 0 円 |
| ク 特別牛乳搾取処理業 | 1 件 | 2 1, 0 0 0 円 |
| ケ 食肉処理業 | 1 件 | 2 1, 0 0 0 円 |
| コ 食品の放射線照射業 | 1 件 | 2 1, 0 0 0 円 |
| サ 菓子製造業 | 1 件 | 1 4, 0 0 0 円 |
| シ アイスクリーム類製造業 | 1 件 | 1 4, 0 0 0 円 |
| ス 乳製品製造業 | 1 件 | 2 1, 0 0 0 円 |
| セ 清涼飲料水製造業 | 1 件 | 2 1, 0 0 0 円 |
| ソ 食肉製品製造業 | 1 件 | 2 1, 0 0 0 円 |

タ	水産製品製造業	1件	16,000円
チ	氷雪製造業	1件	21,000円
ツ	液卵製造業	1件	21,000円
テ	食用油脂製造業	1件	21,000円
ト	みそ又はしょうゆ製造業	1件	16,000円
ナ	酒類製造業	1件	16,000円
ニ	豆腐製造業	1件	14,000円
ヌ	納豆製造業	1件	14,000円
ネ	麺類製造業	1件	14,000円
ノ	そうざい製造業	1件	21,000円
ハ	複合型そうざい製造業	1件	26,000円
ヒ	冷凍食品製造業	1件	21,000円
フ	複合型冷凍食品製造業	1件	26,000円
ヘ	漬物製造業	1件	14,000円
ホ	密封包装食品製造業	1件	21,000円
マ	食品の小分け業	1件	14,000円
ミ	添加物製造業	1件	21,000円

第2条第18号を削る。

付 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(説 明)

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市食品衛生に関する条例（平成 20 年尼崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、政令及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）本則」を削る。

第 3 条中「省令」を「食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）」に改める。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条の見出しを「（営業許可証）」に改め、同条第 1 項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「営業許可書」を「営業許可証」に改め、同条第 2 項中「（以下「許可業者」という。）」を削り、「営業許可書」を「営業許可証」に改め、同条第 3 項中「営業許可書」を「営業許可証」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条及び第 8 条を削る。

第 9 条中「（以下この条において「添加物等」という。）」を削り、「以下「」の次に「添加物の」を加え、「添加物等の」を「添加物の」に改め、「、又は」の次に「添加物の」を加え、同条を第 5 条とする。

第 10 条を削り、第 11 条を第 6 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(説 明)

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市浴場業に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市浴場業に関する条例（平成 24 年尼崎市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 項第 3 号ア中「の清掃を行う」を「を清掃する」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 循環設備から浴槽内に供給される水及び湯は、遊離残留塩素濃度を 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以上に保持するように塩素系薬剤を使用して消毒すること。ただし、循環設備から浴槽内に供給される水又は湯の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することが適当でない場合は、塩素系薬剤を使用する場合と同等以上の殺菌効果を有する方法により消毒すること。

別表第 1 第 4 項第 3 号に次のように加える。

エ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度等を定期的に測定し、その結果の記録をその測定の日から 3 年以上保管すること。

別表第 1 第 4 項第 4 号中「の清掃を行う」を「を清掃する」に改め、同項第 5 号中「湯（」の次に「循環設備から浴槽内に供給されるものを除く。」を加え、同号ウ中「水素イオン濃度は、水素指数」を「水素イオン指数は、」に改め、同号エ及びオを次のように改める。

エ 全有機炭素の量は、1 リットルにつき 3 ミリグラム以下であること（有機物に係る指標として全有機炭素の量を使用することが適当でない場合は、過マンガン酸カリウムの消費量が 1 リットルにつき 10 ミリグラム以下であること。）。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

別表第 1 第 4 項第 6 号イを次のように改める。

イ 全有機炭素の量は、１リットルにつき８ミリグラム以下であること（有機物に係る指標として全有機炭素の量を使用することが適当でない場合は、過マンガン酸カリウムの消費量が１リットルにつき２５ミリグラム以下であること。）。

別表第１第４項第７号中「３年以上保存する」を「その検査の日から３年以上保管する」に改め、同項中第１２号を第１３号とし、第９号から第１１号までを１号ずつ繰り下げ、同項第８号中「清掃を行い」を「清掃し」に改め、同号を同項第９号とし、同項第７号の次に次の１号を加える。

(8) 入浴設備について、次に掲げる入浴設備の区分に応じ、当該アからオまでに掲げる措置を講ずること。

ア 水位計配管 定期的に清掃し、消毒すること。

イ シャワー 定期的に清掃し、消毒すること。

ウ 集毛器 毎日清掃し、定期的に消毒すること。

エ 気泡発生装置等（浴槽水中に微小な気泡又は水粒を発生させる装置をいう。） 定期的に清掃し、消毒すること。

オ アからエまでに掲げる入浴設備以外の入浴設備 定期的に清掃し、消毒することその他の市長が衛生管理上必要と認める措置

別表第１第６項第１号及び第２号イ並びに別表第２第６項第１号及び第２号イ中「１０歳」を「７歳」に改める。

付 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(説 明)

公衆浴場の水質基準、衛生管理基準及び風紀に関する基準を一部改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例について
尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例
尼崎市子どもの育ち支援条例（平成 21 年尼崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第 5 章 子どもの育ちを支える仕組み（第 13 条—第 18 条） を
第 6 章 雑則（第 19 条—第 21 条） 」
「第 5 章 子どもの育ちを支える仕組み（第 13 条—第 18 条）
第 6 章 子どもの人権の侵害の禁止等（第 19 条—第 22 条）
第 7 章 尼崎市子どものための権利擁護委員会（第 23 条—第 28 条）
第 8 章 雑則（第 29 条—第 32 条） 」

改める。

前文中「未来」を「今を生きる存在であるとともに、未来」に、「すべて」を「全て」に、「かかわり」を「関わり」に、「はぐくまれ」を「育まれ」に、「つくる」を「創る」に、「かかわる」を「関わる」に改め、「一人が」の次に「権利の主体として独立した人格を有し、」を加える。

第 1 条中「は、」の次に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり、」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第 2 条第 1 号中「市内に居住する者、」を「本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有する者又は」に改め、「又は市内に勤務場所を有する者」を削り、同条第 2 号中「児童の権利に関する条約」の前に「子どもが生まれながらにして有する権利で、」を加え、「定める」を「定められた」に改め、同条第 4 号中「市内に居住する者若しくは」を「本市の

区域内に住所又は」に、「又は」を「及び」に改め、同条第5号及び第6号中「市内」を「本市の区域内」に改める。

第11条第2号中「生活環境づくり」を「生活環境」に、「はぐくむ教育環境づくり」を「育む教育環境の整備」に改め、同条第3号中「かわり合い」を「関わり合い」に、「機会づくり」を「機会の創出」に改め、同条第4号中「機会づくり」を「機会の創出」に改め、同条第6号中「環境づくり」を「環境の整備」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 子どもの人権に関する学習の機会の創出に関すること。

第12条第2項中「尼崎市子ども・子育て審議会」の次に「（以下「審議会」という。）」を加え、同条第6項中「応じて」を「応じ、」に改め、「行い」の次に「、又は審議会若しくは委員会の意見を聴いて」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「第2項から前項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第3項中「前項」とあるのは、「第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第12条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「これ」を「、これ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、市長は、推進計画の策定に当たり必要があると認めるときは、尼崎市子どものための権利擁護委員会（第7章を除き、以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

第21条を第32条とし、第20条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委員会への協力等）

第31条 市長等は、委員会の所掌事務の遂行に関し、積極的に協力し、及び支援するとともに、委員会の意見を尊重しなければならない。

2 保護者、地域住民、子ども施設（市が設置するものを除く。）、事業者及び関係機関は、委員会の所掌事務の遂行に協力するよう努める

とともに、委員会の意見を尊重しなければならない。

第19条を第29条とする。

第6章を第8章とし、第5章の次に次の2章を加える。

第6章 子どもの人権の侵害の禁止等

(子どもの人権の侵害の禁止)

第19条 何人も、子どもの人権を侵害してはならない。

(子ども人権侵害に係る相談及び子どもの救済)

第20条 何人も、子どもの人権の侵害(以下「子ども人権侵害」という。)があったと思料するときは、市長に対して、当該子ども人権侵害について相談し、又は当該子ども人権侵害を受けた子どもの救済を申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による相談又は申立てがあったときは、速やかに、当該相談又は申立てに係る子ども人権侵害について、当該相談に係るものにあつては委員会に意見を聴き、当該申立てに係るものにあつては委員会にその子どもの救済を付託しなければならない。

(救済のための措置等)

第21条 委員会は、子ども人権侵害を受けた子どもの救済について必要があると認めるときは、市長その他市の機関(以下「市長等」という。)若しくは当該子ども若しくはその関係者(以下この項及び次条第2項において「関係者」という。)への助言及び支援その他の措置を講じ、又は市長等若しくは関係者に対して、当該子どもの救済に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告(以下「救済勧告」という。)を受けた者は、当該救済勧告の内容を尊重しなければならない。

3 委員会は、救済勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該救済勧告の内容を公表することができる。

(救済勧告に係る措置の報告)

第22条 市長等は、救済勧告を受けた場合において、当該救済勧告に係る措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を委員会に報告するものとする。

- 2 関係者は、救済勧告を受けた場合において、当該救済勧告に係る措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を委員会に報告するよう努めなければならない。

第7章 尼崎市子どものための権利擁護委員会

(設置)

第23条 子どもの人権の擁護に関する事項について調査審議その他の行為をさせるため、市長の付属機関として、尼崎市子どものための権利擁護委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 委員会は、次の各号に掲げる事務（以下「所掌事務」という。）をつかさどる。

- (1) 第12条第3項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (2) 第20条第2項並びに第21条第1項及び第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、子ども人権侵害に関して必要な調査その他の行為を行うこと。
- (4) 子どもの人権の擁護に関する事項に関し、市長等、保護者、地域住民、子ども施設、事業者又は関係機関に意見を述べ、及びその内容を公表すること。
- (5) 子どもの人権の擁護に関する啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(組織等)

第25条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 委員は、子どもの人権の擁護について専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 4 専門委員は、前項に規定する者のうちから市長が委員長の見解を聴いて委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 7 前2項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、第5項中「2年」とあるのは、「2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間」と読み替えるものとする。
- 8 委員（専門委員を含む。以下この項、次項及び第27条第3項において同じ。）は、心身の故障のためその職務を執行することができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して解嘱されることがない。
- 9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第26条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第27条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（委任）

第28条 第25条から前条までに規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（委員会の招集の特例）

- 2 最初に招集される委員会は、第27条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部改正）

- 2 尼崎市子ども・子育て審議会条例（平成25年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第12条第2項」の次に「（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第7項」を加える。

（説 明）

子どもの人権の救済を図るため子どものための権利擁護委員会を設置するほか、児童の権利に関する条約の精神に則った所要の整備を行うにあたり、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第36号

尼崎市SDGs地域活性化基金条例について

尼崎市SDGs地域活性化基金条例を次のように制定する。

令和3年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市SDGs地域活性化基金条例

(設置)

第1条 SDGs(2015年9月25日開催の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられている国際社会における共通の目標をいう。)を踏まえた本市の区域内における地域の活性化に資する事業(以下「地域活性化事業」という。)に要する経費の財源を確保するため、尼崎市SDGs地域活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 地域活性化事業に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金への編入)

第4条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市SDGs地域活性化基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例
について

尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例
(設置)

第 1 条 次に掲げる契約の相手方となるべき事業者（以下「事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、次に掲げる契約ごとに尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 尼崎市大高洲町において市が設置する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の設計、建設、管理運営等に係る契約
- (2) 尼崎市大高洲町において市が設置する施設で廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業の用に供するもの（当該事業に係る事務所の用に供する庁舎を含む。）の設計、建設等に係る契約

(組織等)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(説 明)

尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第38号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成12年尼崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号の2中「オまで」を「キまで」に、「加算して」を「加えて」に改め、オをキとし、アからエまでをウからカまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 17,000円

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 28,000円

第2条第1項第67号中「アからウまで、次号ア及びイ、第68号アからエまで、第69号並びに第71号」を「以下この号から第71号まで」に、「アからウまで、次号及び第68号」を「以下この号から第68号まで」に、「。アからウまで」を「。以下この号」に改め、同号ア中「（イ及びウ）」を「（以下この号）」に、「ア、イ及びウ、次号ア、第68号ア、第69号ア、第69号の2ア並びに第70号ア」を「この号から第70号まで」に改め、同号イ中「イ、次号イ、第68号イ、第69号イ、第69号の2イ、第70号イ、第70号の2ア及び第70号の3ア」を「この号から第70号の3まで」に改め、同号ウ中「ウ、第68号ウ及びエ、第69号ウ、第70号ウ及びエ、第70号の2イ並びに第70号の3イ及びウ」を「この号から第70号の3まで」に、「（キ）まで」を「（ク）まで」に改め、（キ）を（ク）とし、（ウ）から（カ）までを（イ）から（キ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方

メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 22,000円

第2条第1項第67号の2中「ア及びイ」を「以下この号」に改め、同項第68号中「(イ及びウ又はイ及びエ」を「(イからエまでのうち2以上」に、「それぞれイ及びウ又はイ及びエ」を「その該当するもの」に改め、同号ウ中「当該認定申請が、」を削り、「第70号ウ及び第70号の3イにおいて」を「以下」に、「適合しているかどうかを審査することを求めるものである」を「適合するかどうかを判定する」に、「(キ)まで」を「(ク)まで」に改め、(キ)を(ク)とし、(ウ)から(カ)までを(イ)から(キ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 124,000円

第2条第1項第68号エ中「(キ)まで」を「(ク)まで」に改め、(キ)を(ク)とし、(ウ)から(カ)までを(イ)から(キ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 307,000円

第2条第1項第69号中「アからウまで、次号ア及びイ、第70号アからエまで、第70号の2、第70号の3アからウまで並びに第71号」を「以下この号から第71号まで」に、「アからウまで、次号及び第70号」を「以下この号から第70号まで」に、「。アからウまで」を「。以下この号」に改め、同号ウ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第69号の2中「ア及びイ」を「以下この号」に改め、同項第70号中「(イ及びウ又はイ及びエ」を「(イからエまでのうち2以上」に、「それぞれイ及びウ又はイ及びエ」を「その該当するもの」に改め、同

号ウ中「当該変更認定申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分」を「当該計画変更後の新築等計画に係る非住宅部分」に、「適合しているかどうかを審査することを求めるものである」を「適合するかどうかを判定する」に、「(キ)」を「(ク)」に改め、同号エ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第70号の2中「ア及びイ並びに次号アからウまで」を「以下この号及び次号」に、「ア及びイ並びに次号に」を「以下この号及び次号に」に、「。ア及びイ」を「。以下この号」に改め、同号イ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第70号の3中「(ア及びイ又はア及びウ)」を「(アからウまでのうち2以上)」に、「それぞれア及びイ又はア及びウ」を「その該当するもの」に改め、同号イ中「が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分」を「に係る計画変更後の新築等計画が、当該新築等計画に係る非住宅部分」に、「ことを証する書面」を「旨の判定に係るもの」に、「(キ)」を「(ク)」に改め、同号ウ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第71号中「加算して」を「加えて」に改め、同項第71号の2中「建築物省エネ法第12条第1項に規定する」を削り、「又はイ」を「からエまで」に改め、同号イ中「ア」の次に「からウまでのいずれか」を加え、「(オ)まで」を「(キ)まで」に改め、(オ)を(キ)とし、(ア)から(エ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 300,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 388,000円

第2条第1項第71号の2中イをエとし、エの前にウとして次のように加える。

ウ ア又はイに該当する場合以外の場合（当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 37,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 51,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件 125,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件 175,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 224,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 270,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 390,000円

第2条第1項第71号の2ア中「（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号から第78号までにおいて同じ。）」及び「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「消費性能基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準（以下「」を削り、「」という。）に適合する」を「に適合する」に改め、「場合」の次に「（アに該当する場合を除く。）」を加え、「(オ)まで」を「(キ)まで」に改め、(オ)を(キ)とし、(ア)から(エ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 119,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 158,000円

第2条第1項第71号の2アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る確保

計画に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号から第78号までにおいて同じ。）の全体について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「消費性能基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準（以下「モデル建物法基準」という。）に適合するかどうかを判定するものである場合（当該非住宅部分の全体が工場、倉庫その他の規則で定める施設（以下この号から第71号の4までにおいて「工場等」という。）の用に供される場合に限る。）当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 32,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 46,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件 118,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件 168,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 216,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 260,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの
1件 379,000円

第2条第1項第71号の2の2中「第32条」を「第37条」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「オまで」を「キまで」に改め、オをキとし、アからエまでをウからカまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

1件 22,000円

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円

第2条第1項第71号の3中「又はイ」を「からエまで」に改め、同号イ中「ア」の次に「からウまでのいずれか」を加え、「(キ)まで」を「(ク)まで」に改め、(キ)を(ク)とし、(ウ)から(カ)までを(エ)から(キ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 300,000円

第2条第1項第71号の3中イをエとし、エの前にウとして次のように加える。

ウ ア又はイに該当する場合以外の場合（当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 26,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 37,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 51,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件 125,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件 175,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 224,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 270,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 1件 390,000円

第2条第1項第71号の3ア中「場合」の次に「(アに該当する場合を除く。)」を加え、「(キ)まで」を「(ク)まで」に改め、(キ)を(ク)とし、(ウ)から(カ)までを(イ)から(キ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 119,000円

第2条第1項第71号の3アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合（当該非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 22,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 32,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件 46,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件 118,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件 168,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 216,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 260,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 1件 379,000円

第2条第1項第71号の3の2中「キまで」を「クまで」に改め、キをクとし、ウからカまでをエからキまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 22,000円

第2条第1項第71号の4中「又はイ」を「からエまで」に改め、同号イ中「ア」の次に「からウまでのいずれか」を加え、「第71号の3イ(ア)から(キ)」を「第71号の3エ(ア)から(ク)」に、「同号イ(ア)から(キ)」を「同号エ(ア)から(ク)」に改め、同号中イをエとし、エの前にウとして次のように加える。

ウ ア又はイに該当する場合以外の場合（当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額

第2条第1項第71号の4ア中「が、当該軽微変更該当証明書」を削り、「に係る非住宅部分の計画変更に係る部分」を「が、当該確保計画に係る非住宅部分」に、「ことを証する書面である場合」を「旨の省エネ判定に係るものである場合（アに該当する場合を除く。）」に、「第71号の3ア(ア)から(キ)」を「第71号の3イ(ア)から(ク)」に、「同号ア(ア)から(キ)」を「同号イ(ア)から(ク)」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画が、当該確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合している旨の省エネ判定に係るものである場合（当該非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限

る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3ア(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ク)までに定める額

第2条第1項第71号の5中「キ」を「ク」に改め、同項第72号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号ア中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同号ウ中「(キ)まで」を「(ク)まで」に改め、(キ)を(ク)とし、(ウ)から(カ)までを(エ)から(キ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 22,000円

第2条第1項第72号エ中「第29条第3項各号に掲げる事項」を「第34条第3項各号に掲げる事項(次号から第75号までにおいて「他の建築物の位置等」という。)」に改め、同号エ(ウ)中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第73号中「イから」を「アから」に改め、同号ウ中「(キ)まで」を「(ク)まで」に改め、(キ)を(ク)とし、(ウ)から(カ)までを(エ)から(キ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 119,000円

第2条第1項第73号エ中「(キ)まで」を「(ク)まで」に改め、(キ)を(ク)とし、(ウ)から(カ)までを(エ)から(キ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1件 300,000円

第2条第1項第73号オ中「建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項」を「他の建築物の位置等」に改め、同号オ(ウ)及び(エ)中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第74号中「第31条第1項」を「第3

6条第1項」に改め、同号ウ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同号エ中「建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項」を「他の建築物の位置等」に改め、同号エ(ウ)中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第75号ウ中「(当該非住宅部分の計画変更に係る部分)」を「(当該非住宅部分)」に、「(キ)」を「(ク)」に改め、同号エ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同号オ中「建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項」を「他の建築物の位置等」に改め、同号オ(ウ)中「(当該非住宅部分の計画変更に係る部分)」を「(当該非住宅部分)」に、「(キ)」を「(ク)」に改め、同号オ(エ)及び同項第75号の2イ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第75号の3イ中「が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分」を「に係る計画変更後の性能向上計画が、当該性能向上計画に係る非住宅部分」に、「ことを証する書面」を「旨の判定に係るもの」に、「(キ)」を「(ク)」に改め、同号ウ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第76号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同項第77号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、「(次号において「基準適合認定」という。)」を削り、同号ウ中「(キ)」を「(ク)」に改め、同項第78号ア及びウ中「当該認定申請が、」を削り、「適合している旨の基準適合認定に係るものである」を「適合するかどうかを判定する」に改め、同号オ中「当該認定申請が、」を削り、「適合している旨の基準適合認定に係るものである」を「適合するかどうかを判定する」に、「(キ)」を「(ク)」に改め、同号カ中「(キ)」を「(ク)」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例第2条第1項第7号の2、第67号、第68号、第69号、第70号から第70号の3まで、第71号の2から第75号の3まで、第77号及び第78号の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料につ

いて適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正
する条例について

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正
する条例

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条
例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 4 1 条第 2 項」を「第 4 2 条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に關す
る政令（令和 2 年政令第 329 号）の施行に伴い、条例改正が必要で
あることから、本案を提出する。

議案第40号

尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和57年尼崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び」を「又は」に、「をいう」を「（以下「原動機付自転車」という。）をいう」に改める。

第11条第1項中「自転車等に」を「自転車等（以下「保管自転車等」という。）に」に、「自転車等を」を「保管自転車等を」に、「返還できない」を「返還することができない」に改め、同条第2項中「より自転車等」を「より保管自転車等」に、「おいて」を「おいて、当該保管自転車等について」に、「、又は」を「又は」に、「当該自転車等を」を「当該保管自転車等につき」に、「にする」を「をする」に改め、同条第3項中「当該自転車等を売却した後」を「保管自転車等を売却した場合において」に、「6月」を「起算して6月」に、「自転車等の」を「当該保管自転車等の」に改め、「ときは、」の次に「同項の規定により」を、「代金」の次に「（以下「保管代金」という。）」を加え、同条第4項中「前条第1項の規定により保管した自転車等又は第1項の規定により保管した代金を」を「保管自転車等又は保管代金を当該保管自転車等の」に、「返還できない」を「返還することができない」に、「自転車等の」を「保管自転車等の」に、「代金は」を「保管代金は」に改める。

第12条を次のように改める。

（返還手数料）

第12条 保管自転車等又は保管代金の返還を受けようとする者（以下「返還希望者」という。）は、当該返還の申出の際、次に掲げる申出の区分に応じ、当該号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 保管自転車等（自転車に限る。）又はその売却に係る保管代金の返還の申出 1台又は1件につき2,500円

(2) 保管自転車等（原動機付自転車に限る。）又はその売却に係る保管代金の返還の申出 1台又は1件につき5,000円

2 前項の規定にかかわらず、返還希望者は、規則で定める場合に該当するときは、同項の手数料（以下「返還手数料」という。）の納付を要しない。

3 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、返還手数料を減免することができる。

4 既納の返還手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

放置された自転車等の撤去等に要した費用の徴収に係る業務を民間委託するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 4 1 号

丹波少年自然の家事務組合からの脱退について

令和 5 年 3 月 3 1 日限り、丹波少年自然の家事務組合から脱退することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

(説 明)

丹波少年自然の家事務組合からの脱退について、地方自治法第 2 8 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て、脱退する日の 2 年前までに他の全ての構成団体に書面で予告を行う必要があることから、本案を提出する。

議案第42号

工事請負契約について

地域総合センター上ノ島新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和3年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 地域総合センター上ノ島新築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市南塚口町8丁目7番25号
工事概要 新築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 260,590,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町5番地6
株式会社トータルサプライ
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説明)

地域総合センター上ノ島新築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	地域総合センター新築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延べ面積 861.94平方メートル 外構工事

議案第43号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和3年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 3 | 契約の金額 | 11,964,000円を上限とする額 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い |
| 6 | 契約の相手方 | 芦屋市松ノ内町6番20号
弁護士 重 田 和 寿 |

(説明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第252条の36の規定により、本案を提出する。

議案第44号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和3年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から10年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）
 - (2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）
- 2 相手方
- (1) [Redacted]
 - (2) [Redacted]
 - (3) [Redacted]
 - (4) [Redacted]
 - (5) [Redacted]
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
 - ウ [Redacted]

- [Redacted]
- エ

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]
- オ

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]
- (6)

[Redacted]

[Redacted]
- (7)

[Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted]
- イ

[Redacted]

[Redacted]
- (8)

[Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

ウ [Redacted]

[Redacted]

エ [Redacted]

[Redacted]
- (9)

[Redacted]

[Redacted]
- (10)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]
- (11)

[Redacted]

[Redacted]

	[Redacted]
(12)	[Redacted]
ア	[Redacted]
	[Redacted]
イ	[Redacted]
	[Redacted]
ウ	[Redacted]
	[Redacted]
エ	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
オ	[Redacted]
	[Redacted]
(13)	[Redacted]
	[Redacted]
(14)	[Redacted]
ア	[Redacted]
	[Redacted]
イ	[Redacted]
	[Redacted]
(15)	[Redacted]
ア	[Redacted]
	[Redacted]
イ	[Redacted]
	[Redacted]
ウ	[Redacted]
	[Redacted]
エ	[Redacted]
	[Redacted]

- オ [Redacted]
- [Redacted]
- (16) [Redacted]
- ア [Redacted]
- [Redacted]
- イ [Redacted]
- [Redacted]
- ウ [Redacted]
- [Redacted]
- エ [Redacted]
- [Redacted]
- オ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (17) [Redacted]
- ア [Redacted]
- [Redacted]

3 金 額 等

- (1) [Redacted]
元金 2,490,617 円 及び 利子 194,103 円
- (2) [Redacted]
元金 1,333,190 円 及び 利子 88,852 円
- (3) [Redacted]
元金 1,803,903 円 及び 利子 110,862 円
- (4) [Redacted]
元金 1,495,692 円 及び 利子 125,818 円
- (5) [Redacted]

ア [redacted]
イ [redacted]
ウ [redacted]
エ [redacted]
オ [redacted]

元金 1,698,276 円及び利子 143,104 円

(6) [redacted]

元金 2,150,158 円及び利子 156,692 円

(7) [redacted]

ア [redacted]
イ [redacted]

元金 383,991 円及び利子 9,203 円

(8) [redacted]

ア [redacted]
イ [redacted]
ウ [redacted]
エ [redacted]

元金 1,699,138 円及び利子 143,242 円

(9) [redacted]

元金 942,370 円及び利子 53,645 円

(10) [redacted]

元金 1,499,138 円及び利子 126,372 円

(11) [redacted]

元金 1,743,301 円及び利子 110,484 円

(12) [redacted]

ア [redacted]
イ [redacted]
ウ [redacted]
エ [redacted]
オ [redacted]

元金 662,720 円及び利子 43,055 円

(13) [redacted]

元金 447,688 円及び利子 17,440 円

(14) [redacted]

ア [redacted]
イ [redacted]

元金 2,441,405 円及び利子 201,445 円

(15) [redacted]

ア [redacted]
イ [redacted]
ウ [redacted]
エ [redacted]
オ [redacted]

元金 619,436 円及び利子 26,579 円

(16) [redacted]

ア [redacted]
イ [redacted]
ウ [redacted]
エ [redacted]
オ [redacted]

元金 1,700,000 円及び利子 143,380 円

(17) [redacted]

ア [redacted]

元金 1,637,966 円及び利子 133,414 円

4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち当該借受人が死亡したもの又は当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対して本市が有する権利を放棄し、その後に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき当該借受人の本市に対する災害援護資金に係る貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

（説明）

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、本案を提出する。

議案第 45 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 8 0 号 線	若王寺 3 丁目 1 0 3 - 1
	若王寺 3 丁目 1 0 3 - 9
市 道 第 8 8 1 号 線	若王寺 3 丁目 1 0 3 - 1 9
	若王寺 3 丁目 1 0 3 - 2 8

(説 明)

開発事業の帰属に伴う路線

- ・ 認 定 路 線 : 市道第 8 8 0 号線
市道第 8 8 1 号線

以上の路線を認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 46 号

工事請負契約の変更について

港橋耐震補強（その 2）工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 3 年 2 月 22 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 港橋耐震補強（その 2）工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市道意町 6・7 丁目の各一部
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 567,129,302 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院 2 丁目 55 番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

港橋耐震補強（その 2）工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、水平分担構造設置）等 今回変更内容 土砂処分費の増額 賃金又は物価の変動に伴うインフレライドの適用 （尼崎市工事請負契約書第26条関係）

II 変更前契約

- 1 契約の目的 港橋耐震補強（その2）工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市道意町6・7丁目の各一部
工事概要 橋脚耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 539,083,900円
- 5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣